にあっては、受信周波数に対応する送信周波数）の電波の発射を行わないものであること。この場合において、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備（空中線電力が〇・〇一ワットを超えるものに限る。）にあっては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えた値を超過した値に達するまでの間、電波の発射を行わないものであること。

(2)　キャリアセンスを行った後の最初の送信から前項の送信時間内において行う送信については、キャリアセンスを要しない。

(3)　キャリアセンスに用いる空中線系は、送信に用いる空中線系と同等以上の特性のものを用いる場合は、この限りでない。

(4)　人・動物検知通報システム用の無線設備にあっては、(1)から(3)までに規定するもののほか、二又は三の無線チャネルを同時に使用する場合は、その使用する全ての無線チャネルについてキャリアセンスを行うものであること。

(5)　無線電話用の無線設備（空中線電力が一ミリワット以下のものに限る。）であって、通信方式が複信方式及び半複信方式のものにあっては、自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。

第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第四項第一号を次のように改める。

1　テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用

(1)　四二九・二四六八七五MHz以上四二九・七三七五MHz以下、一、二一六・〇三一二五MHz以上一、二一六・五MHz以下又は一、二五二・〇三一二五MHz以上一、二五二・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(2)　四二九・八一五六二五MHz以上四二九・九一五六二五MHz以下、四四九・七一五六二五MHz以上四四九・八一五六二五MHz以下、四四九・八四〇六二五MHz以上四四九・八七八一二五MHz以下又は四六九・四四〇六二五MHz以上四六九・四七八一二五MHz以下の周波数の電波を使用するもののうち、チャネル間隔が六・二五kHzかつ空中線電力が一ミリワット以下のもの

(3)　一、二一六・五三一二五MHz以上一、二一七MHz以下又は一、二五二・五三一二五MHz以上一、二五三MHz以下の周波数の電波を使用するもののうち、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下のもの

第五項第六号中「動物検知通報システム用」を「人・動物検知通報システム用」に改める。

第六項第六号を次のように改める。

6　テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の送信装置であって、四〇〇MHz帯又は一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものにあっては、次のとおりであること。

(一)　チャネル間隔が二五kHzのもの

変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から二五kHz離れた周波数（±）八kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。

(二)　チャネル間隔が五〇kHzのもの

変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から五〇kHz離れた周波数（±）一六kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。

第六項第八号を次のように改める。

8　無線電話用の送信装置であって、四一三・七MHz以上四一四・一四三七五MHz以下又は四五四・〇五MHz以上四五四・一九三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、搬送波の周波数から一二・五kHz離れた周波数の（±）四・二五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。

第六項の次に次の一項を加える。

七　設備規則第四十九条の十四第二号のホの人・動物検知通報システムの隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりとする。

1　隣接チャネル漏えい電力は、次の表の上欄に掲げる占有周波数帯幅の区分に従い、同表の下欄に掲げる周波数の（±）二kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。

占有周波数帯幅	周波数
五・八kHz以下	搬送波の周波数から六・二五kHz離れた周波数
五・八kHzを超え一一・六kHz以下	搬送波の周波数から九・三七五kHz離れた周波数
一一・六kHzを超え一七・四kHz以下	搬送波の周波数から一二・五kHz離れた周波数

2　前号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる中心周波数を使用する場合にあっては、同表の上欄の区分に従い、同表の中欄に掲げる帯域内隣接チャネルの周波数の（±）二kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であり、かつ、同表の下欄に掲げる帯域外隣接チャネルの周波数の（±）八kHzの帯域内に輻射される電力（絶対利得が〇デシベル以下の送信空中線を使用する無線設備にあっては、等価等方輻射電力）が一マイクロワット以下であること。

中心周波数	帯域内隣接チャネルの周波数	帯域外隣接チャネルの周波数
一四二・九三四三七五MHz	搬送波の周波数から六・二五kHz高い周波数	一四二・九二MHz